



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次例

- ▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例
[都市計画総局住宅部住宅管理課] 2221
- ▽神戸市厚生年金住宅条例の一部を改正する条例
[都市計画総局住宅部住宅管理課] 2221
- ▽神戸市手数料条例の一部を改正する条例
[保健福祉局健康部生活衛生課] 2222
- ▽神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例
[環境局事業系廃棄物対策室] 2222

規則

- ▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
[都市計画総局住宅部住宅管理課] 2224
- ▽神戸市温泉法施行細則の一部を改正する規則
[保健福祉局健康部生活衛生課] 2224

告示

- ▽相楽園の臨時供用及び開園時間の変更
[建設局公園砂防部管理課] 2230
- ▽神戸市教育委員会の委員の任命
[行財政局職員部人事課] 2230
- ▽神戸市人事委員会の委員の選任
[行財政局職員部人事課] 2230
- ▽神戸市固定資産評価審査委員会の委員の選任
[行財政局職員部人事課] 2230
- ▽街区の区域の新設及び変更（西区丸塚2丁目）
[市民参画推進局参画推進部市政振興課] 2231
- ▽地縁による団体についての告示事項の変更（水谷自治会）
[市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 2234
- ▽地縁による団体についての告示事項の変更（水谷自治会）
[市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 2234
- ▽地縁による団体についての告示事項の変更（水谷自治会）
[市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 2235

- ▽介護保険法による事業者の廃止
[保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課] 2235
- ▽住居表示を実施する区域及び期日等（兵庫区中之島1丁目の一部）
[市民参画推進局参画推進部市政振興課] 2236
- ▽街区の区域の変更（兵庫区中之島1丁目）
[市民参画推進局参画推進部市政振興課] 2238
- ▽道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（西垂水167号線）
[建設局道路部管理課] 2241
- ▽道路法による市道路線の認定及び廃止（大原61号線ほか）
[建設局道路部管理課] 2241
- ▽道路法による自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定（大原64号線ほか）
[建設局道路部管理課] 2246
- ▽道路法による歩行者の一般交通の用に供する道路の指定（鹿の子台北町133号線）
[建設局道路部管理課] 2247
- ▽道路法による道路の区域の決定及びその供用開始（松本1号線ほか）
[建設局道路部管理課] 2247
- ▽道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（塚本線）
[建設局道路部管理課] 2250
- ▽道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（西灘第三1号線ほか）
[建設局道路部管理課] 2251

公告

- ▽土地区画整理法に基づく書類の送付に代わる書類の掲示場所
[都市計画総局市街地整備部市街地整備課] 2251
- ▽建築基準法による道路の位置の指定（西区玉津町ほか）
[都市計画総局建築指導部建築安全課] 2252
- ▽大規模小売店舗立地法による届出及び添付書類の縦覧（ジェームス山サティ）
[産業振興局商業課] 2253
- ▽大規模小売店舗立地法による届出及び添付書類の縦覧（神姫西神ショッピングセンター）
[産業振興局商業課] 2257
- ▽建築基準法による道路の指定（西下木津線ほか）
[都市計画総局建築指導部建築安全課] 2259

▽管理处分計画の変更（神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の久保6第2,3工区） [都市計画総局市街地整備部新長田南再開発事務所]	2260
▽都市公園の設置（榎野西公園ほか） [建設局公園砂防部管理課]	2261
▽都市公園の設置（神戸研究学園都市周辺緑地） [建設局公園砂防部管理課]	2261
▽都市公園の設置（川池公園） [建設局公園砂防部管理課]	2261
▽制限付一般競争入札による契約の締結（新港西地区（メリケン～弁天）防潮鉄扉設置工事（その1）） [行財政局財政部経理課]	2262
▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市建設局垂水処理場電気調達） [行財政局財政部経理課]	2263
▽建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧（松が枝町地区建築協定） [都市計画総局建築指導部建築安全課]	2267
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（最適化による神戸市生活保護システムの再構築にかかる調達） [保健福祉局総務部計画調整課]	2267
▽開発行為に関する工事の完了（北区上津台4丁目） [建設局総務部宅地開発指導課]	2268
▽開発行為に関する工事の完了（北区上津台5丁目） [建設局総務部宅地開発指導課]	2268
▽開発行為に関する工事の完了（西区玉津町） [建設局総務部宅地開発指導課]	2269
▽施設建築物の特定建築者の公募（神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業二葉6第3工区） [都市計画総局総務部経営管理課]	2269

水道

▽神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程 [水道局総務部庶務課]	2270
▽制限付一般競争入札による契約の締結（大容量送水管（布引工区）鋼管工事） [水道局総務部庶務課]	2271
▽制限付一般競争入札による契約の締結（大容量送水管（石屋川工区）鋼管工事） [水道局総務部庶務課]	2272
▽制限付一般競争入札による契約の締結（千苅浄水場高圧受配電設備他更新工事） [水道局総務部庶務課]	2274

交通

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（軽油の購入（その1）） [交通局総務課]	2275
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（軽油の購入（その2）） [交通局総務課]	2276
監査委員	
▽監査公表 [監査事務局第1課]	2277

条 例

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第17号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「，第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改め，同項第2号中「含む。」の次に「第5号，」を加え，同項に次の1号を加える。

(5) その者又は現に同居し，若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第6条第3項中「，第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改める。

第7条第2項中「及び第4号」を「，第4号及び第5号」に改める。

第8条第1項中「入居者は，」の次に「第5条第1項第5号及び」を加える。

第9条第1項中「入居者は，」の次に「第5条第1項第5号に掲げる条件を具備する者であつて，かつ，」を加える。

第10条第1項中「入居者は，」の次に「第5条第1項第5号及び」を加える。

第11条第1項中第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第5条第1項第5号に掲げる条件

第50条第1項中第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市営住宅の入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第50条第4項中「第4号」を「第5号」に改め，同条第5項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

別表第2号の表神戸市営長田駅東住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営長田中住宅	神戸市長田区五番町4丁目
-----------	--------------

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，別表第2号の表に神戸市営長田中住宅の項を加える改正規定は，平成19年11月1日から施行する。

神戸市厚生年金住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第18号

神戸市厚生年金住宅条例の一部を改正する条例

神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め，同号を同項第5号とし，同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 当該住宅の入居者又はその同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第19号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号及び第10号中「第12条第1項」の次に「又は第12条の3第1項若しくは第2項」を加え、同条第10号の2中「第12条の2第1項」を「第12条の4第1項」に改め、同条第10号の3中「第20条第1項」の次に「，第3項又は第4項」を加え、同条第18号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同条第19号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、同条第20号中「第12条の2第1項」を「第12条の2」に、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同条第21号中「第12条の2第1項」を「第12条の2」に改め、同条第30号中「第12条第1項」を「第15条第1項」に、「温泉利用」を「温泉の利用」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（30の2） 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認に対する審査

1件につき

7,400円

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第2条第9号から第10号の3までの改正規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日（当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日）
- （2） 第2条第18号から第21号までの改正規定 戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日（当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日）

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月23日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第20号

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 産業廃棄物の処理（第15条の3－第18条の9）」を
「第3節 産業廃棄物の処理等

第1款 産業廃棄物の処理（第15条の3－第18条の9）

第2款 建設資材廃棄物の処理（第18条の10・第18条の11） に改める。

第3款 電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進（第18

条の12)

」

第3条に次の1項を加える。

- 6 市は、法、この条例その他の関係法令等に基づく権限を的確に行使するとともに、廃棄物の不適正な処理を防止するため、市民、警察その他の関係機関等と連携した監視体制の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 産業廃棄物の処理等

第2章第3節中第15条の3の前に次の款名を付する。

第1款 産業廃棄物の処理

第2章第3節に次の2款を加える。

第2款 建設資材廃棄物の処理

(解体工事の注文者の義務)

第18条の10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第2条第3項第1号に規定する解体工事(他の者から請け負ったものを除く。以下「解体工事」という。)の注文者は、同条第2項に規定する建設資材廃棄物(以下「建設資材廃棄物」という。)の処分に係る費用の適正な負担により、建設資材廃棄物の適正な処分の実施が確保されるよう努めなければならない。

(建設資材廃棄物の引渡完了報告等)

第18条の11 解体工事の注文者から解体工事(建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事であるものに限る。以下同じ。)を直接請け負った者又は解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者(以下「自主施工者」という。)は、当該解体工事に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、建設資材廃棄物の搬出先の事業場の名称その他の規則で定める事項を市長及び当該解体工事の注文者(自主施工者にあつては、市長)に報告しなければならない。

- 2 解体工事の注文者は、前項の規定による報告がなかったとき、又は当該報告の内容から見て建設資材廃棄物の処理が適正に行われていないと認めるときは、市長に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第3款 電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進

(電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進)

第18条の12 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する者及び産業廃棄物の運搬又は処分を受託する者は、法第12条の5の定めるところにより、電子情報処理組織(法第2条第6項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して産業廃棄物の適正な管理を行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例(以下「新条例」という。)第2章第3節第2款の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結される契約に基づき実施される新条例第18条の10に規定する解体工事(新条例第18条の11第1項に規定する自主施工者にあつては、施行日以後に着手される同項に規定する解体工事)について適用する。

規 則

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第24号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3中「及び神戸市営長田駅東住宅」を「神戸市営長田駅東住宅及び神戸市営長田中住宅」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

神戸市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第25号

神戸市温泉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市温泉法施行細則（平成17年3月規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第125号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第7条第2項、第8条第2項第2号及び第9条第2項第3号」に改める。

第4条を第6条とする。

第3条中「第7条」を「第11条」に、「様式第3号」を「様式第7号」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認の申請書等の様式）

第3条 施行規則第8条第1項及び第9条第1項の申請書は、様式第3号による温泉利用許可を受けた者の地位の承継に係る承認申請書とする。

2 施行規則第9条第2項第2号の同意書は、様式第4号による同意書とする。

（温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認書の交付等）

第4条 市長は、法第16条第1項又は第17条第1項の承認をしたときは、様式第5号による温泉利用許可を受けた者の地位の承継に係る承認書を申請者に交付するものとする。

2 法第16条第2項又は第17条第3項において準用する同法第4条第2項の通知は、様式第6号による温泉利用許可を受けた者の地位の承継に係る不承認通知書により行うものとする。

様式第1号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

様式第2号中「第13条第2項各号」を「第15条第2項各号」に改める。

様式第3号中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に、「第14条第1項」を「第18条第1項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第2号の次に次の4様式を加える。

様式第3号（第3条関係）

（表）

温泉利用許可を受けた者の地位の承継に係る承認申請書

年 月 日

神戸市長 あて

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

電話（ ） —

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
⑩

温泉法 第16条第1項 法人の合併
第17条第1項 の規定により、法人の分割 に
被相続人の事業を引き続き行うこと
について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

温泉を公共の浴用又は 飲用に供する事業に係 る施設の所在地	電話（ ） —		
温泉を公共の浴用又は 飲用に供する事業に係 る施設の名称	法第15条第1項の許 可を受けた日・許可番 号	年 月 日 第 号	
温泉の利用の種別	浴 用 ・ 飲 用		

1 記入上の注意

- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場合は、押印は不要です。
- (3) 裏面も記入してください。
- (4) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

2 添付書類（温泉法第16条第1項の規定により承認を受けようとする場合）

- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (2) 様式第2号による誓約書
- (3) 許可証

3 添付書類（温泉法第17条第1項の規定により承認を受けようとする場合）

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、様式第4号による同意書
- (3) 様式第2号による誓約書
- (4) 許可証

(裏)

※1 合併又は分割による承継	合併又は分割により事業の承継を受ける法人	名 称	
		所 在 地	
		代表者の氏名	
	合併又は分割の予定年月日		年 月 日
※2 相続による承継	被 相 続 人 と の 続 柄		
	被 相 続 人	住 所	
		氏 名	
	相 続 開 始 の 年 月 日		年 月 日

様式第4号（第3条関係）

同意書

年 月 日

神戸市長 あて

相続人の全員が、次のとおり温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継することに同意します。

相続人 氏名 印
氏名 印
氏名 印
氏名 印
氏名 印

温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人	氏 名	
	住 所	
被 相 続 人	氏 名	
	住 所	
温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業に係る施設	名 称	
	住 所	

(注意)

- 1 相続人氏名の欄は、相続人全員が署名押印してください。
- 2 この同意書は、温泉の利用の許可を受けていた者の地位を承継すべき相続人の選定についての相続人全員の同意に関する書類であり、遺産の分割協議書ではありません。

様式第5号（第4条関係）

第 号

温泉利用許可を受けた者の地位の承継に係る承認書

住所

氏名

法人の合併

法人の分割 について 年 月 日付けでなされた申請に対して、
被相続人の事業を引き続き行うこと

温泉法 第16条第1項
第17条第1項 の規定により、次のとおり承認します。

年 月 日

神戸市長

印

記

1 施設の名称

2 施設の所在地 神戸市 区

3 承認の条件

様式第6号（第4条関係）

第 号

温泉利用許可を受けた者の地位の承継に係る不承認通知書

住所

氏名

法人の合併

法人の分割 について 年 月 日付けでなされた申請に対して、
被相続人の事業を引き続き行うこと

温泉法 第16条第1項 第17条第1項 の承認を与えないこととしたので、同法 第16条第2項 第17条第3項 において準用する同法第4条第2項の規定により通知します。

年 月 日

神戸市長



記

1 施設の名称

2 施設の所在地 神戸市 区

3 承認を与えない理由

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市温泉法施行細則の様式による書類は、この規則による改正後の神戸市温泉法施行細則の様式による書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

告 示

神戸市告示第391号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項及び第4項の規定により、相楽園を平成19年10月25日(木)、11月1日(木)、8日(木)、15日(木)、22日(木)を臨時開園とする。

また、平成19年11月3日（土・祝日）、4日(日)の開園時間を午前9時から午後8時までとする。

平成19年10月15日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市告示第392号

平成19年10月11日付けをもって、次の者を神戸市教育委員会の委員に任命した。

平成19年10月16日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市垂水区霞ヶ丘5丁目5番18号

大 塚 明

神戸市西区学園東町7丁目10番地の6

森 脇 俊 道

神戸市告示第393号

平成19年10月11日付けをもって、次の者を神戸市人事委員会の委員に選任した。

平成19年10月16日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市兵庫区大井通3丁目1番5号

田 辺 重 徳

神戸市告示第394号

平成19年10月13日付けをもって、次の者を神戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任した。

平成19年10月16日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市中央区山本通4丁目14番8-401号
堺 充 廣

神戸市告示第395号

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

平成19年10月16日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

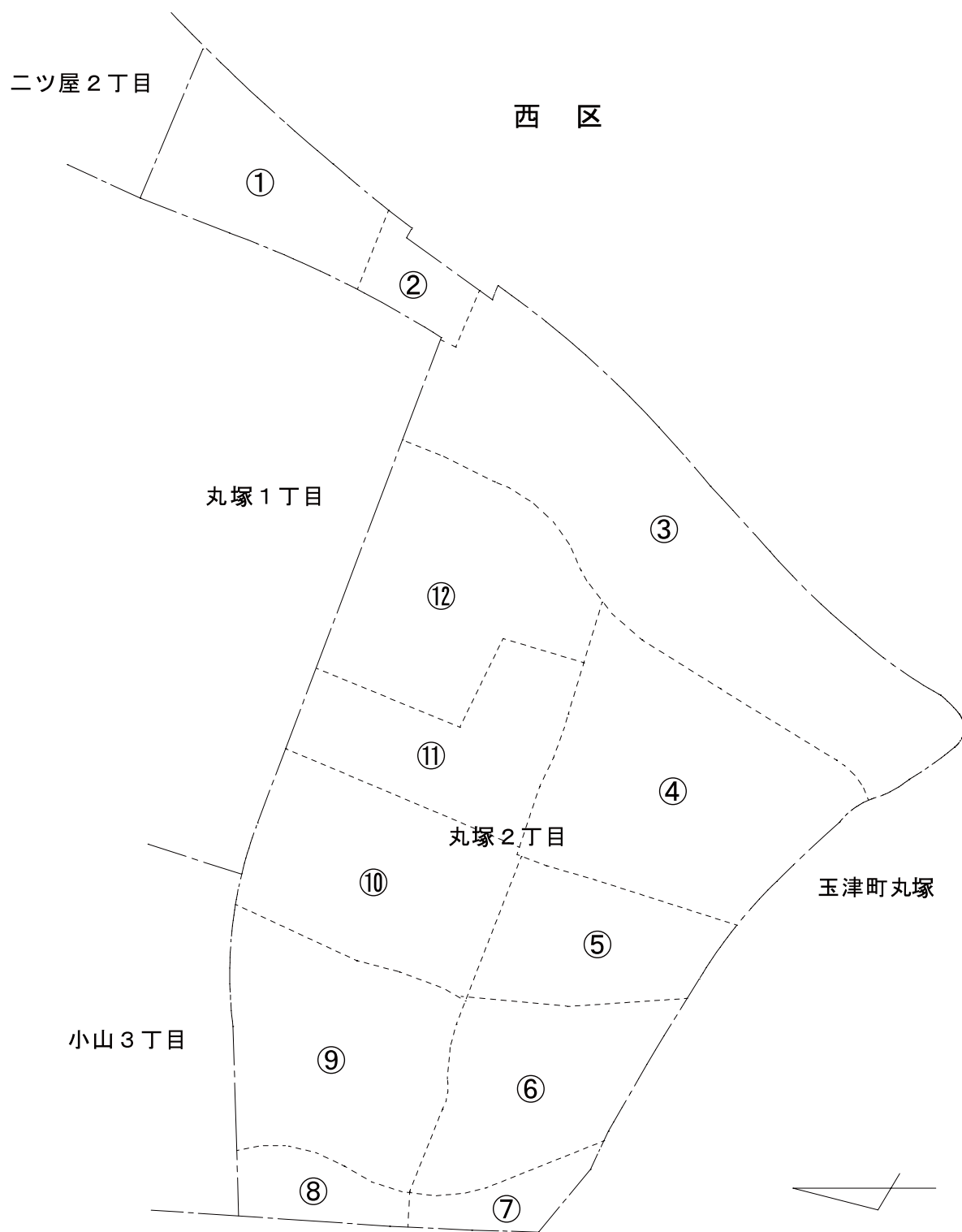
1 街区の区域の新設

別図1の西区丸塚2丁目に、別図2に示すとおり12街区の区域を変更し、同図のとおり13街区を新設する。

2 実施する期日

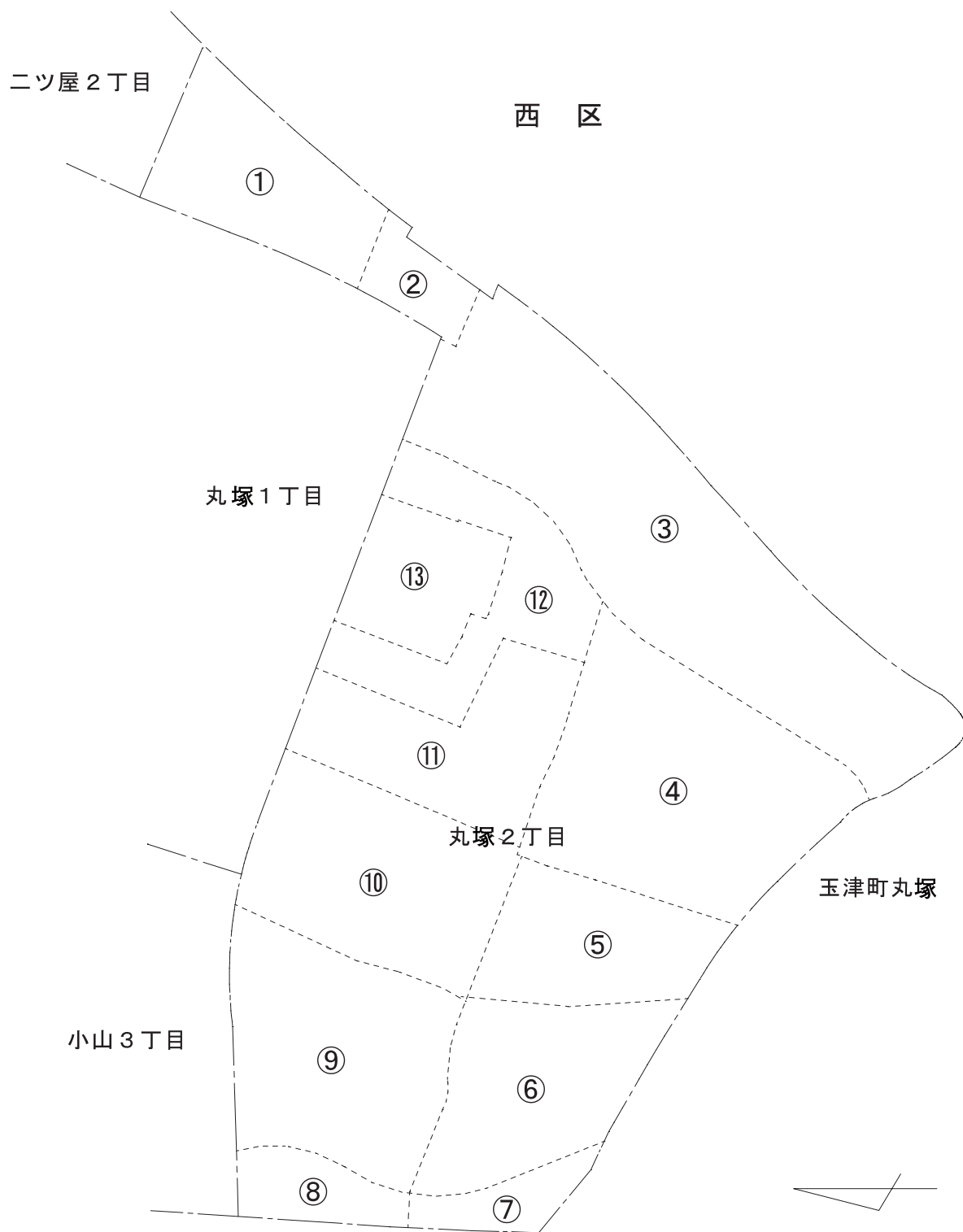
平成19年10月20日

別図 1



———	町 界
-----	街 区 界
①	街区符号

別図 2



1 / 2 5 0 0

—— ———	町 界
-----	街 区 界
①	街区符号

神戸市告示第396号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
水谷自治会
- (2) 事務所
神戸市西区水谷 2 丁目17番45号
- (3) 代表者の氏名
田中 正博
- (4) 代表者の住所
神戸市西区水谷 1 丁目 5 番18号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「吉川 正友」を「田中 正博」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区水谷 3 丁目 1 番 2 号」を「神戸市西区水谷 1 丁目 5 番18号」に改める。

3 変更の年月日

平成17年 4 月 1 日

神戸市告示第397号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
水谷自治会
- (2) 事務所
神戸市西区水谷 2 丁目17番45号
- (3) 代表者の氏名
梅田 孝志
- (4) 代表者の住所
神戸市西区水谷 2 丁目19番21号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「田中 正博」を「梅田 孝志」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区水谷 1 丁目 5 番18号」を「神戸市西区水谷 2 丁目19番21号」に改める。

3 変更の年月日

平成18年4月1日

神戸市告示第398号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
水谷自治会
- (2) 事務所
神戸市西区水谷2丁目17番45号
- (3) 代表者の氏名
尾成 修
- (4) 代表者の住所
神戸市西区水谷2丁目19番21号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「梅田 孝志」を「尾成 修」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区水谷2丁目19番21号」を「神戸市西区水谷3丁目1番6号」に改める。

3 変更の年月日

平成19年4月1日

神戸市告示第399号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5及び第115条の14による届出を受理したので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示する。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
2890100015	アミティー ディサービス 長寿庵	神戸市東灘 区御影石町 1丁目5番 3号	株式会社ア ミティー ジョイ	神戸市中央 区御幸通6 丁目1番20 号三宮山田 東急ビル5 F	平成19年 9月30日	認知症対応 型通所介護 ・介護予防 認知症対応 型通所介護

神戸市告示第416号

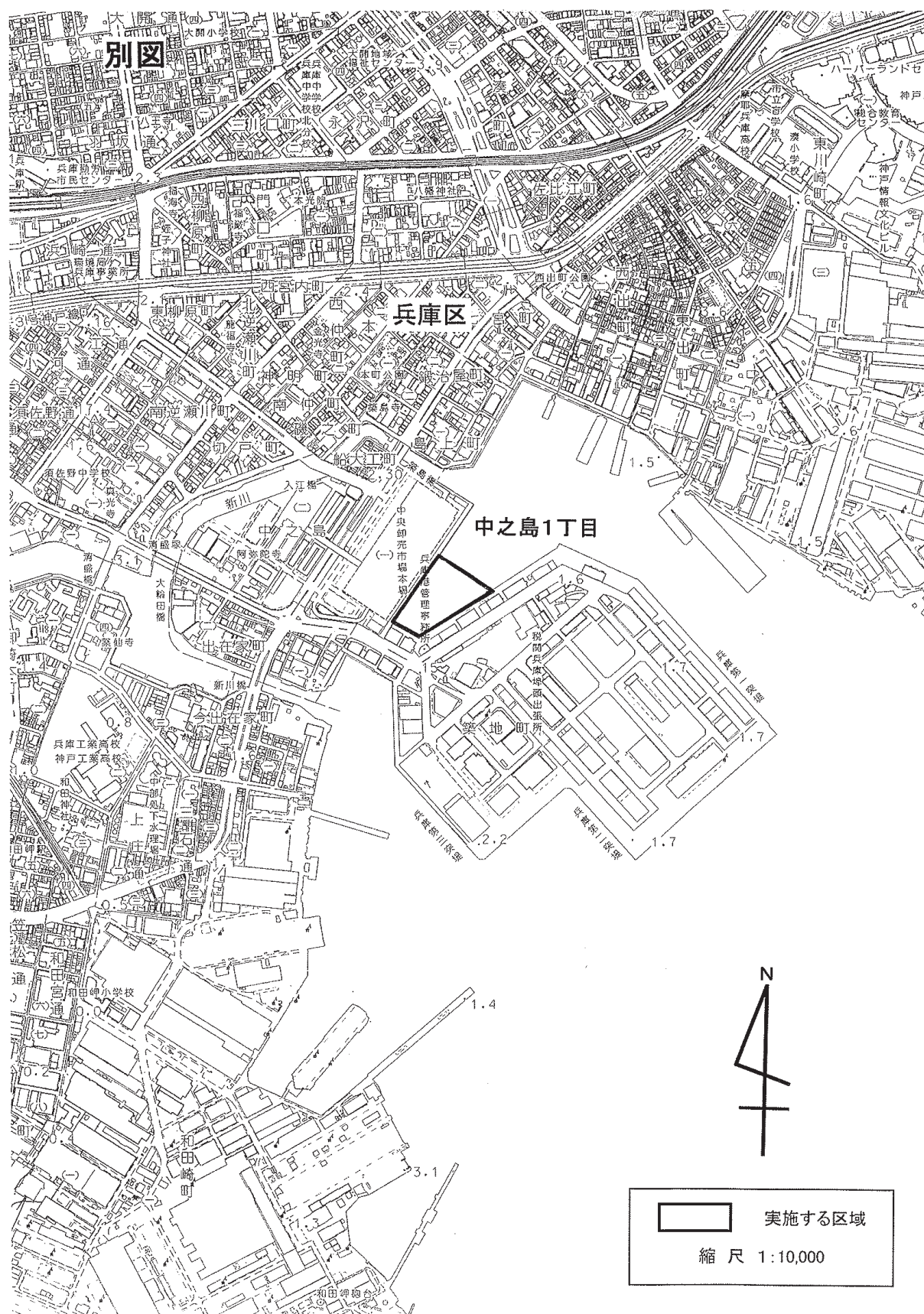
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法及び街区符号を次のとおり告示する。

平成19年10月18日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 実施する区域
兵庫区中之島1丁目の一部（別図のとおり）
- 2 実施する期日
平成19年11月1日
- 3 住居表示の方法
街区方式



神戸市告示第417号

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

平成19年10月18日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 街区の区域の変更

別図1の兵庫区中之島1丁目1街区の区域を、別図2に示すとおりに変更する。

2 実施する期日

平成19年11月1日

別図 1



———	町 界
- - - -	街区界
①	街区番号

1:2,500

別図 2



—— ———	町 界
- - - - -	街区界
①	街区番号

1:2,500

神戸市告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成19年10月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成19年11月13日まで一般の縦覧に供する。

平成19年10月30日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水167号線	神戸市垂水区高丸1丁目959番53地先から	新	51.30	4.80
		神戸市垂水区高丸1丁目959番72地先まで	旧	51.30	3.60

神戸市告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、市道路線を次のように認定し、及び廃止する。その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成19年10月30日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点
大原61号線	神戸市北区大原2丁目13番5地先	神戸市北区大原2丁目31番地先
大原62号線	神戸市北区大原2丁目13番9地先	神戸市北区山田町原野字大山1番165地先
大原63号線	神戸市北区山田町原野字大山1番186地先	神戸市北区山田町原野字大山1番207地先
大原64号線	神戸市北区山田町原野字大山1番126地先	神戸市北区山田町原野字大山1番123地先
大原65号線	神戸市北区山田町原野字大山1番165地先	神戸市北区山田町原野字大山1番204地先
大原66号線	神戸市北区山田町原野字大山1番128地先	神戸市北区山田町原野字大山1番164地先
大原67号線	神戸市北区山田町原野字大山1番232地先	神戸市北区山田町原野字大山1番139地先
大池98号線	神戸市北区有野町唐櫃字西ノ垣2823番26地先	神戸市北区東大池2丁目2852番2地先
藤原台中町94号線	神戸市北区藤原台中町7丁目17番39地先	神戸市北区藤原台中町7丁目17番11地先
藤原台中町95号線	神戸市北区藤原台中町7丁目17番39地先	神戸市北区藤原台中町7丁目17番82地先
藤原台中町96号線	神戸市北区藤原台中町7丁目17番71地先	神戸市北区藤原台中町7丁目17番51地先
藤原台中町97号線	神戸市北区藤原台中町7丁目17番43地先	神戸市北区藤原台中町7丁目17番7地先

藤原台中町98号線	神戸市北区藤原台中町7丁目17番49地先	神戸市北区藤原台中町7丁目17番2地先
藤原台中町99号線	神戸市北区藤原台中町7丁目17番4地先	神戸市北区藤原台中町7丁目17番24地先
鹿の子台北町130号線	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番3地先	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番8地先
鹿の子台北町131号線	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番32地先	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番30地先
鹿の子台北町132号線	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番13地先	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番12地先
鹿の子台北町133号線	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番3地先	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番3地先
塩屋北町64号線	神戸市垂水区塩屋北町1丁目240番135	神戸市垂水区塩屋北町1丁目240番139地先
塩屋北町65号線	神戸市垂水区塩屋北町1丁目240番160地先	神戸市垂水区塩屋北町1丁目240番47地先
神和台44号線	神戸市垂水区神和台1丁目1902番183地先	神戸市垂水区神和台1丁目2187番17地先
城が山10号線	神戸市垂水区城が山1丁目1545番37地先	神戸市垂水区城が山1丁目1545番82地先
桜が丘146号線	神戸市西区桜が丘西町1丁目16番24地先	神戸市西区桜が丘西町1丁目16番11地先
北山台4号線	神戸市西区北山台1丁目566番2075地先	神戸市西区北山台1丁目566番2025地先
北山台5号線	神戸市西区北山台1丁目566番2119地先	神戸市西区北山台1丁目566番2118地先
北山台6号線	神戸市西区北山台1丁目566番2151地先	神戸市西区北山台1丁目566番2148地先
北山台7号線	神戸市西区北山台1丁目566番2139地先	神戸市西区北山台1丁目566番2120地先
高津橋69号線	神戸市西区玉津町高津橋字高ナギ98番8地先	神戸市西区玉津町高津橋字高ナギ90番3地先
今津6号線	神戸市西区玉津町今津字鎌田197番5地先	神戸市西区玉津町今津字宮ノ前116番7地先
丸塚20号線	神戸市西区丸塚2丁目12番5地先	神戸市西区丸塚2丁目12番2地先
藤原台南町83号線	神戸市北区藤原台南町1丁目17番1地先	神戸市北区藤原台南町1丁目18番4地先
中8号線	神戸市北区八多町中字道ノ上834番地先	神戸市北区八多町中字道ノ上857番地先
中9号線	神戸市北区八多町中字道ノ上824番地先	神戸市北区八多町中字道ノ上860番地先
中10号線	神戸市北区八多町中字道ノ上864番地先	神戸市北区八多町中字道ノ上834番地先
中11号線	神戸市北区八多町中字道ノ下810番地先	神戸市北区八多町中字道ノ下804番地先

中12号線	神戸市北区八多町中字ふけ908番地先	神戸市北区八多町中字ふけ899番地先
中13号線	神戸市北区八多町中字ふけ893番地先	神戸市北区八多町中字ふけ880番地先
中14号線	神戸市北区八多町中字ふけ890番1地先	神戸市北区八多町中字ふけ879番地先
中15号線	神戸市北区八多町中字下川原929番地先	神戸市北区八多町中字下川原929番地先
中16号線	神戸市北区八多町中字下川原928番地先	神戸市北区八多町中字下川原922番地先
中17号線	神戸市北区八多町中字下川原922番地先	神戸市北区八多町中字下川原929番地先
中18号線	神戸市北区道場町日下部字林ヶ鼻1866番地先	神戸市北区八多町中字下川原945番地先
中19号線	神戸市北区道場町日下部字林ヶ鼻1866番地先	神戸市北区八多町中字坂本垣内960番地先
中20号線	神戸市北区八多町中字坂本垣内972番地先	神戸市北区八多町中字坂本垣内1015番地先
中21号線	神戸市北区八多町中字坂本垣内968番地先	神戸市北区八多町中字坂本垣内958番地先
中22号線	神戸市北区八多町中字坂本垣内997番地先	神戸市北区八多町中字坂本垣内992番地先
中23号線	神戸市北区八多町中字坂本垣内1009番地先	神戸市北区八多町中字坂本垣内1015番地先
中24号線	神戸市北区道場町日下部字林ヶ鼻1856番地先	神戸市北区道場町日下部字林ヶ鼻1853番地先
中25号線	神戸市北区道場町日下部字高木ノ西1722番地先	神戸市北区道場町日下部字林ヶ鼻1855番地先
中26号線	神戸市北区有野町二郎字藤丸1041番地先	神戸市北区道場町日下部字高木ノ西1713番地先
中27号線	神戸市北区有野町二郎字藤丸1037番地先	神戸市北区有野町二郎字藤丸1039番地先
中28号線	神戸市北区有野町二郎字藤丸1038番地先	神戸市北区有野町二郎字藤丸1050番地先
中29号線	神戸市北区有野町二郎字藤丸1037番地先	神戸市北区有野町二郎字藤丸1050番地先
中30号線	神戸市北区八多町中字下ヨサ田1214番地先	神戸市北区八多町中字カイモリ1058番地先
中31号線	神戸市北区八多町中字下ヨサ田1235番地先	神戸市北区八多町中字カイモリ1072番地先
中32号線	神戸市北区八多町中字カイモリ1094番地先	神戸市北区八多町中字下ヨサ田1215番地先
中33号線	神戸市北区八多町中字上ヨサ田1241番地先	神戸市北区八多町中字上ヨサ田1253番地先
中34号線	神戸市北区八多町中字カイモリ1062番地先	神戸市北区八多町中字堂ノ元1098番地先

中35号線	神戸市北区八多町中字堂ノ元1131番地先	神戸市北区八多町中字下ヨサ田1226番地先
中36号線	神戸市北区八多町中字池尻1311番地先	神戸市北区八多町中字池尻1320番地先
中37号線	神戸市北区八多町中字池尻1304番地先	神戸市北区八多町中字池尻1306番地先
中38号線	神戸市北区八多町中字上ヨサ田1279番地先	神戸市北区八多町中字池尻1295番地先
中39号線	神戸市北区八多町中字下ノウテ1026番地先	神戸市北区八多町中字東川原1136番地先
中40号線	神戸市北区八多町中字東川原1136番地先	神戸市北区八多町中字東川原1136番地先
中41号線	神戸市北区八多町中字合ノ元1167番地先	神戸市北区八多町中字戸崎1176番地先
中42号線	神戸市北区八多町中字戸崎1175番地先	神戸市北区八多町中字戸崎1175番地先
中43号線	神戸市北区八多町中字岸ノ下1360番地先	神戸市北区八多町中字岸ノ下1360番地先
中44号線	神戸市北区八多町中字岸ノ下1371番地先	神戸市北区八多町中字岸ノ下1367番地先
中45号線	神戸市北区八多町中字岸ノ下1371番地先	神戸市北区八多町中字岸ノ下1417番地先
中46号線	神戸市北区八多町中字岸ノ下1382番地先	神戸市北区八多町中字岸ノ下1390番地先
中47号線	神戸市北区八多町中字岸ノ下1395番地先	神戸市北区八多町中字岸ノ下1416番地先
中48号線	神戸市北区八多町中字岸ノ下1406番地先	神戸市北区八多町中字岸ノ下1417番地先
中49号線	神戸市北区八多町中字岸ノ下1381番地先	神戸市北区八多町中字アフギ1437番地先
日下部12号線	神戸市北区道場町日下部字中筋1471番地先	神戸市北区道場町日下部字箕ノ詰1522番地先
日下部13号線	神戸市北区道場町日下部字中筋1465番地先	神戸市北区道場町日下部字木ノ元1435番地先
日下部14号線	神戸市北区道場町日下部字木ノ元1451番地先	神戸市北区道場町日下部字木ノ元1437番地先
日下部15号線	神戸市北区道場町日下部字宮ノ後1391番地先	神戸市北区八多町中字大下766番地先
日下部16号線	神戸市北区道場町日下部字宮ノ後1395番地先	神戸市北区道場町日下部字宮ノ後1397番地先
日下部17号線	神戸市北区道場町日下部字宮ノ後1407番地先	神戸市北区道場町日下部字宮ノ後1401番地先
日下部18号線	神戸市北区道場町日下部字宮ノ後1407番地先	神戸市北区道場町日下部字宮ノ後1409番地先
日下部19号線	神戸市北区道場町日下部字西大久保1531番地先	神戸市北区道場町日下部字西大久保1532番地先

日下部20号線	神戸市北区八多町中字大下775番地先	神戸市北区道場町日下部字西大久保1532番地先
日下部21号線	神戸市北区八多町中字大下781番地先	神戸市北区八多町中字大下782番地先
日下部22号線	神戸市北区八多町中字大下782番地先	神戸市北区道場町日下部字西大久保1535番地先
日下部23号線	神戸市北区道場町日下部字上才谷1488番地先	神戸市北区道場町日下部字上才谷1490番地先
日下部24号線	神戸市北区道場町日下部字上才谷1501番地先	神戸市北区道場町日下部字上才谷1483番地先
日下部25号線	神戸市北区道場町日下部字宮ノ向井1580番地先	神戸市北区道場町日下部字西大久保1527番地先
日下部26号線	神戸市北区道場町日下部字宮ノ向井1569番地先	神戸市北区道場町日下部字宮ノ向井1572番地先
日下部27号線	神戸市北区道場町日下部字宮ノ向井1564番地先	神戸市北区道場町日下部字宮ノ向井1573番地先
日下部28号線	神戸市北区有野町二郎字藤丸1036番地先	神戸市北区道場町日下部字番匠川原1626番地先
日下部29号線	神戸市北区道場町日下部字番匠川原1636番地先	神戸市北区道場町日下部字乗安1681番地先
日下部30号線	神戸市北区道場町日下部字番匠川原1636番地先	神戸市北区道場町日下部字番匠川原1627番地先
日下部31号線	神戸市北区道場町日下部字苧屋1620番地先	神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1642番地先
日下部32号線	神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1643番地先	神戸市北区道場町日下部字苧屋1594番地先
日下部33号線	神戸市北区道場町日下部字苧屋1611番地先	神戸市北区道場町日下部字鳴瀧掛リ1783番地先
日下部34号線	神戸市北区道場町日下部字鳴瀧掛リ1781番地先	神戸市北区道場町日下部字鳥居ノ元1801番地先
日下部35号線	神戸市北区道場町日下部字鳥居ノ元1805番地先	神戸市北区道場町日下部字鳥居ノ元1801番地先
日下部36号線	神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1673番地先	神戸市北区道場町日下部字高木ノ西1736番地先
日下部37号線	神戸市北区道場町日下部字高木ノ西1725番地先	神戸市北区道場町日下部字高木ノ西1727番地先
日下部38号線	神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1671番地先	神戸市北区道場町日下部字鳴瀧掛リ1762番地先
日下部39号線	神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1654番地先	神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1664番地先
日下部40号線	神戸市北区道場町日下部字鳴瀧掛リ1762番地先	神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1663番地先
日下部41号線	神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1664番地先	神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ1799番地先
日下部42号線	神戸市北区道場町日下部字林ヶ鼻1850番地先	神戸市北区道場町日下部字林ヶ鼻1844番地先

日下部43号線	神戸市北区道場町日下部字鳥居ノ元1808番地先	神戸市北区道場町日下部字鳥居ノ元1808番地先
日下部44号線	神戸市北区道場町日下部字鳥居ノ元1815番地先	神戸市北区道場町日下部字鳥居ノ元1815番地先
日下部45号線	神戸市北区道場町日下部字才谷1837番地先	神戸市北区道場町日下部字才谷1827番地先
日下部46号線	神戸市北区道場町日下部字林ヶ鼻1844番地先	神戸市北区道場町日下部字鳥居ノ元1814番
日下部47号線	神戸市北区八多町中字下川原931番地先	神戸市北区道場町日下部字才谷1832番地先
道場東線	神戸市北区道場町日下部字乗安1696番地先	神戸市北区道場町日下部字高木ノ西1736番地先

2 廃止する市道路線

路線名	起点	終点
御影町合併76号線	神戸市東灘区御影山手2丁目160番1地先	神戸市東灘区御影山手2丁目165番地先
有馬里87号線	神戸市北区有馬町字乙倉谷1897番1地先	神戸市北区有馬町字栗柄1882番地先
垂水里509号線	神戸市垂水区名谷町字柄立原2035番地先	神戸市垂水区名谷町字垣ノ内2011番3地先
舞子73号線	神戸市垂水区西舞子2丁目1281番2地先	神戸市垂水区西舞子2丁目1271番地先
本山村合併325号線	神戸市東灘区甲南町5丁目699番9地先	神戸市東灘区甲南町5丁目699番11地先
六甲村494号線	神戸市灘区篠原台1番1	神戸市灘区篠原台1番1
有野里352号線	神戸市北区東大池2丁目2847番17地先	神戸市北区東大池2丁目2847番26地先
名谷中山36号線	神戸市垂水区神和台1丁目2126番8地先	神戸市垂水区神和台1丁目1902番12地先
潤和第14号線	神戸市西区白水2丁目510番地先	神戸市西区白水2丁目522番地先
下畑14号線	神戸市垂水区下畑町字谷川1994番1地先	神戸市垂水区下畑町字内入田777番2地先
山田里982号線	神戸市北区山田町上谷上字三ツ谷12番3地先	神戸市北区山田町上谷上字三ツ谷10番2地先

神戸国際港都建設事業道場八多地区特定土地区画整理事業の施行地区内の従前の市道路線。ただし、宅原中央線、道場南線、中2号線、中3号線、中5号線、中6号線、八多川1号線、中東線及び道場村第8号線を除く。

神戸市告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年10月30日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 指定する道路の路線名

大原64号線，大原65号線，大原66号線，大原67号線，藤原台中町98号線，藤原台中町99号線，鹿の子台北町132号線，中9号線，中11号線，中12号線，中15号線，中21号線，中27号線，中40号線，中42号線，中43号線，日下部16号線，日下部19号線，日下部20号線，日下部35号線，日下部37号線，日下部43号線，日下部44号線，日下部45号線及び日下部47号線

2 指定する期日

平成19年10月30日

神戸市告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により，次の市道の全区間をもっぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので，同条第5項の規定により告示する。

平成19年10月30日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 指定する道路の路線名

鹿の子台北町133号線

2 指定する期日

平成19年10月30日

神戸市告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，道路の区域を次のように決定し，同条第2項の規定により，平成19年10月31日からその供用を開始する。

その関係図面は，神戸市建設局道路部管理課に備え置いて，平成19年11月13日まで一般の縦覧に供する。

平成19年10月30日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	松本1号線	神戸市兵庫区松本通3丁目101番1地先から 神戸市兵庫区松本通7丁目103番3地先まで	637.20	17.00
	松本2号線	神戸市兵庫区松本通3丁目104番1地先から 神戸市兵庫区松本通6丁目102番10地先まで	504.40	最大 10.00 最少 8.00
	松本3号線	神戸市兵庫区上沢通1丁目112番地先から 神戸市兵庫区松本通2丁目102番7地先まで	94.30	9.00
	松本4号線	神戸市兵庫区松本通2丁目105番1地先から 神戸市兵庫区松本通2丁目102番11地先まで	80.50	5.00

松本5号線	神戸市兵庫区松本通2丁目104番1地 先から 神戸市兵庫区松本通2丁目102番19地 先まで	103.10	最大 6.00 最小 5.00
松本6号線	神戸市兵庫区大井通1丁目101番2地 先から 神戸市兵庫区大井通1丁目102番10地 先まで	47.30	5.00
松本7号線	神戸市兵庫区松本通2丁目101番1地 先から 神戸市兵庫区松本通2丁目102番16地 先まで	210.10	最大 8.00 最小 6.00
松本8号線	神戸市兵庫区大井通1丁目101番1地 先から 神戸市兵庫区大井通1丁目101番12地 先まで	21.90	6.00
松本9号線	神戸市兵庫区松本通2丁目101番6地 先から 神戸市兵庫区松本通2丁目102番11地 先まで	18.50	4.00
松本10号線	神戸市兵庫区松本通2丁目105番2地 先から 神戸市兵庫区松本通2丁目106番10地 先まで	39.80	5.00
松本11号線	神戸市兵庫区松本通2丁目104番3地 先から 神戸市兵庫区松本通2丁目103番1地 先まで	36.50	6.00
松本12号線	神戸市兵庫区大井通2丁目103番1地 先から 神戸市兵庫区大井通2丁目101番12地 先まで	61.70	5.00
松本13号線	神戸市兵庫区松本通4丁目104番1地 先から 神戸市兵庫区松本通4丁目103番12地 先まで	51.70	6.00
松本14号線	神戸市兵庫区松本通3丁目101番2地 先から 神戸市兵庫区松本通3丁目102番14地 先まで	33.00	4.00
松本15号線	神戸市兵庫区松本通3丁目104番4地 先から 神戸市兵庫区松本通3丁目103番4地 先まで	56.20	5.00
松本16号線	神戸市兵庫区松本通3丁目103番1地 先から 神戸市兵庫区松本通3丁目112番地 先まで	56.10	6.00

松本17号線	神戸市兵庫区大井通2丁目101番11地 先から 神戸市兵庫区大井通2丁目102番6地 先まで	55.00	5.00
松本18号線	神戸市兵庫区松本通3丁目102番8地 先から 神戸市兵庫区大井通3丁目101番12地 先まで	133.20	最大 11.00 最小 7.00
松本19号線	神戸市兵庫区松本通4丁目106番1地 先から 神戸市兵庫区松本通4丁目107番1地 先まで	29.50	6.00
松本20号線	神戸市兵庫区松本通4丁目101番8地 先から 神戸市兵庫区松本通4丁目102番14地 先まで	33.00	4.00
松本21号線	神戸市兵庫区松本通4丁目107番3地 先から 神戸市兵庫区松本通4丁目105番1地 先まで	94.30	6.00
松本22号線	神戸市兵庫区松本通4丁目105番17地 先から 神戸市兵庫区松本通4丁目104番12地 先まで	18.50	4.00
松本23号線	神戸市兵庫区大井通3丁目101番10地 先から 神戸市兵庫区大井通3丁目102番16地 先まで	19.60	4.00
松本24号線	神戸市兵庫区松本通4丁目102番8地 先から 神戸市兵庫区大井通2丁目101番1地 先まで	350.00	最大 11.00 最小 8.00
松本25号線	神戸市兵庫区松本通5丁目101番9地 先から 神戸市兵庫区松本通5丁目102番22地 先まで	24.00	4.00
松本26号線	神戸市兵庫区松本通5丁目105番12地 先から 神戸市兵庫区松本通5丁目103番6地 先まで	62.20	5.00
松本27号線	神戸市兵庫区松本通5丁目105番13地 先から 神戸市兵庫区松本通5丁目104番1地 先まで	10.60	4.00
松本28号線	神戸市兵庫区松本通6丁目101番9地 先から 神戸市兵庫区松本通6丁目102番18地 先まで	24.00	4.00

松本29号線	神戸市兵庫区松本通6丁目104番5地 先から 神戸市兵庫区松本通6丁目103番17地 先まで	14.00	4.00
松本30号線	神戸市兵庫区松本通6丁目102番8地 先から 神戸市兵庫区松本通7丁目104番10地 先まで	63.10	8.00
松本31号線	神戸市兵庫区松本通7丁目101番6地 先から 神戸市兵庫区松本通7丁目102番6地 先まで	20.00	4.00
松本32号線	神戸市兵庫区松本通7丁目104番6地 先から 神戸市兵庫区松本通7丁目103番10地 先まで	23.30	4.00
松本33号線	神戸市兵庫区松本通7丁目102番4地 先から 神戸市兵庫区松本通7丁目104番1地 先まで	116.40	6.00
松本34号線	神戸市兵庫区松本通7丁目103番3地 先から 神戸市兵庫区松本通8丁目2番24地 先まで	40.80	9.50

神戸市告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成19年10月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成19年11月13日まで一般の縦覧に供する。

平成19年10月30日

神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

道路の 種類	路 線 名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	塚本線	神戸市兵庫区松本通2丁目 107番地先から	新	173.50	18.00
		神戸市兵庫区大井通2丁目 106番地先まで	旧	173.50	9.00
	荒田会下山 線	神戸市兵庫区大井通1丁目 107番地先から	新	804.20	最大 9.00 最小 5.00
		神戸市兵庫区松本通7丁目 103番6地先まで	旧	804.20	最大 7.00 最小 3.60
	会下山線	神戸市兵庫区松本通5丁目 102番8地先から	新	73.90	8.00
		神戸市兵庫区松本通6丁目 104番8地先まで	旧	73.90	7.00

神戸市告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成19年10月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成19年11月13日まで一般の縦覧に供する。

平成19年10月30日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西灘第三 1号線	神戸市灘区水道筋1丁目40番 1地先から	新	33.20	3.70
		神戸市灘区水道筋1丁目21番 2地先まで	旧	33.20	3.50
	西灘第三 28号線	神戸市灘区水道筋1丁目21番 2地先から	新	9.50	6.00
		神戸市灘区水道筋1丁目21番 2地先まで	旧	9.50	最大 6.00 最小 5.80

公 告

神戸市公告第401号

次に掲げる土地区画整理事業の施行に関して、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第133条第1項の規定により施行者が書類の送付に代えてその書類の内容の公告をするに当たり、同条第2項において準用する法第77条第5項の規定により施行者から公告すべき内容の通知があったので、同項の規定により次のとおり掲示がされている旨を公告します。

平成19年10月12日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 土地区画整理事業の名称及び施行者
阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業
尼崎市 代表者 尼崎市長 白 井 文

- 2 掲示がされている書類

次の表の左欄に掲げる者に対する同表の右欄に掲げる土地に係る法第103条第1項の規定による換地処分通知書

書類の送付を受けるべき者		土 地 の 表 示
氏 名	判明している最後の住所	
澤田 伊三次郎	明石郡垂水村ノ内東垂水村 63番屋敷	尼崎市築地中通2丁目46番 宅地 109.09㎡

- 3 掲示の場所
尼崎市築地5丁目2番8号所在
築地福祉会館前の掲示板

4 掲示の期間

平成19年10月12日から平成19年10月22日まで

神戸市公告第402号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは、次のとおりです。

平成19年10月12日

(特定行政庁) 神戸市長 矢田 立郎

指定番号	指 定 年月日	申 請 者	道路の位置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成18年度第42号	平成18年 12月5日	神戸市垂水区仲田1丁目1番37号 有限会社 ヒカリ住宅 代表取締役 義末 悟	神戸市西区玉津町今津字堂田 221番1	8.00	4.33
平成18年度第45号	平成18年 12月14日	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市中央区港島南町6丁目1 番1, 1番12及び1番13	109.83 465.41 225.43	14.50 16.70 18.00
平成18年度第46号	平成19年 2月1日	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市中央区港島南町5丁目1 番1, 2番6, 6番1及び6丁 目1番1	200.02 7.07 227.46	18.00 18.00 16.65
平成18年度第43号	平成19年 2月7日	神戸市須磨区北落合1丁目1番320-312 金村 基龍	神戸市垂水区下畑町字真田198 番1の一部及び200番1の一部	23.42	6.00 6.02
平成18年度第47号	平成19年 2月15日	豊中市箕輪3丁目7番1号 アートプランニング株式会社 代表取締役 寺田 千代乃	神戸市垂水区五色山2丁目1369 番8	18.74	4.70
平成18年度第49号	平成19年 3月2日	神戸市須磨区平田町3丁目3番11号 コスモ不動産株式会社 代表取締役 橘 幸司	神戸市北区鈴蘭台東町9丁目6 番6及び6番24	4.49 9.60 16.61	5.53 4.75 4.00から 4.02まで
平成18年度第50号	平成19年 3月2日	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市北区ひよどり台南町3丁 目1番1, 13番, 15番6, 15番 161及び1375番1	156.50 285.90 497.10 18.20	9.50 6.16 6.00 4.00
平成18年度第54号	平成19年 3月30日	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市西区見津が丘1丁目3番 7及び3番9	244.80	8.00
平成19年度第1号	平成19年 4月23日	神戸市兵庫区大開通2丁目3番23号 東洋工業株式会社 代表取締役 稲垣 謙一	神戸市垂水区千代が丘1丁目 2252番1112, 2252番1114, 2252 番1115, 2252番1380及び2252番 1386	7.91	4.28から 4.24まで
平成19年度第2号	平成19年 4月26日	大阪市住吉区長居東4丁目11番24号 株式会社 ティー・アイ・コーポレーシ ョン 代表取締役 南 純博	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目90 番	21.82	5.00
平成19年度第3号	平成19年 5月16日	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市中央区港島1丁目1番 8, 1番10及び1番14	119.50 116.09	7.60から 8.00まで 11.66
平成19年度第4号	平成19年 5月21日	尼崎市東難波町5丁目6番9号 ファースト住建株式会社 代表取締役 中島 雄司	神戸市兵庫区永沢町2丁目1番 13, 1番16, 1番19, 1番22, 1番25及び1番27	16.65	4.00
平成19年度第7号	平成19年 5月30日	尼崎市浜田町4丁目37番地の1 株式会社 別府工務店 代表取締役 別府 則男	神戸市須磨区車字長者平900番 1及び901番1	26.43	4.50

平成19年 度第9号	平成19年 6月13日	神戸市垂水区名谷町字寺池1508-503 豊進開発株式会社 代表取締役 木村 栄治	神戸市西区玉津町今津字万願寺 378番2	40.62	6.00
平成19年 度第11号	平成19年 7月24日	岸和田市大町1丁目13番14号 株式会社 フクトク住宅 代表取締役 佐竹 嘉昭	神戸市東灘区魚崎南町2丁目 750番2の一部	19.24	4.30
平成19年 度第14号	平成19年 8月20日	神戸市須磨区稲葉町2丁目1番1号 有限会社 西神住建 代表取締役 中山 忠夫	神戸市須磨区行幸町3丁目2番 1及び2番5	28.601	4.50
平成19年 度第15号	平成19年 8月22日	広島市中区大手町5丁目7番10-902 村上 武男	神戸市東灘区田中町5丁目665 番1	19.75	4.30
平成19年 度第18号	平成19年 9月21日	兵庫県三田市三田町36番16号 株式会社 大宏 代表取締役 大塚 長光	神戸市北区有野町二郎字藤丸 863番1の一部	29.82	6.96から 6.98まで
平成19年 度第20号	平成19年 9月27日	神戸市中央区明石町18番地1 株式会社 栄光ホールディングス 代表取締役 岡野 貴祥	神戸市垂水区塩屋町6丁目128 番1, 128番42, 128番49及び128 番23	34.95	4.62から 5.30まで

神戸市公告第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成19年10月15日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成19年10月15日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェームス山サティ

神戸市垂水区青山台7丁目7番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所及び法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号	管財人 岡田 元也
株式会社三城	横浜市港北区新横浜2丁目15番16号	代表取締役 多根 裕詞
株式会社大谷	新潟県中蒲原郡亀田町亀田工業団地1丁目3番5号	代表取締役 大谷 勝彦
西日本クロックハウス株式会社	東京都杉並区荻窪5丁目20番10号	代表取締役 大野 禄一郎

株式会社愛織	奈良県奈良市二条町1丁目1番7号	代表取締役 柴田 知幸
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田7丁目22番17号	代表取締役 水野 玄
株式会社ティンクル	滋賀県長浜市八幡東町48番1号	代表取締役 馬淵 敏郎
株式会社ミカサシステムデザイン	堺市山四目976番1号	代表取締役 笠松 猛夫
株式会社エステール	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号オペラシティタワー15F	代表取締役 丸山 朝
有限会社ギー	神戸市垂水区つつじヶ丘4丁目8番1号	代表取締役 難波 司
株式会社たけうち	赤穂市加里屋2164番地の28	代表取締役 竹内 賽
株式会社パッション	神戸市中央区三宮町1番地の9号	代表取締役 青木 千鶴
スタジオプラン株式会社	東京都台東区浅草橋5丁目20番10号	代表取締役 中川 均
株式会社ジュエルベリテオオクボ	東京都渋谷区渋谷1丁目13番9号	代表取締役 大久保 仁雄
株式会社鈴丹	名古屋市昭和区広路通2丁目5番地	代表取締役 伊佐治 博
ビューカンパニー株式会社	大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル11F	代表取締役 松村 洋祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目13番18号	代表取締役 上田 稔夫
株式会社エルメ	大阪市中央区瓦町1丁目6番10号	代表取締役 岡元 康歳
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1号	代表取締役 江尻 義久
有限会社カマモト	洲本市本町7丁目3番13号	代表取締役 竈本 和秀
株式会社テンファッションズ	大阪市西成区梅南1丁目7番31号第2花園ビル	代表取締役 古川 昭治
有限会社ドウマルナカ	神戸市中央区三宮町1丁目8番地1の238号	代表取締役 中振 公治
株式会社スイートガーデン	京都府久世郡久御山町佐山双栗37番地の1	代表取締役 山本 悟
カネボーレインハット株式会社	東京都港区元赤坂1丁目3番12号	代表取締役 櫻井 英昭
からふね屋珈琲株式会社	京都市南区吉祥院定成町4番地の2	代表取締役 堀尾 隆
株式会社長井珈琲	神戸市垂水区桃山台5丁目1番6号	代表取締役 長井 尚三
株式会社古市庵	大阪市旭区新森1丁目2番14号	代表取締役 古市 精男

株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号新宿パークタワー3F	代表取締役 田沼 千秋
大崎青果株式会社	加古川市野口町長砂707番地	代表取締役 小林 泰造
株式会社夢ぎゃらりい	大阪市西成区玉出中1丁目5番8号ハトキン第2ビル	代表取締役 加藤 嘉朗
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	代表取締役 細川 数夫
その他3区画（記載省略）		

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号	代表取締役 川本 敏雄
株式会社三城	東京都中央区銀座2丁目7番17号	代表取締役 多根 裕詞
株式会社大谷	新潟県中蒲原郡亀田町亀田工業団地1丁目3番5号	代表取締役 大谷 勝彦
株式会社ザ・クロックハウス	東京都新宿区新宿1丁目19番10号	代表取締役 花谷 洋二
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田7丁目22番17号	代表取締役 水野 純
株式会社ティンクル	滋賀県長浜市勝町803番地	代表取締役 松本 規義
株式会社ミカサシステムデザインコーポレーション	堺市山田4丁目1976番1号	代表取締役 笠松 猛夫
エステール株式会社	東京都新宿区住吉町8丁目12番プラザ曙橋	代表取締役 丸山 朝
有限会社ギー	神戸市垂水区つつじヶ丘4丁目8番1号	代表取締役 難波 司
株式会社スモール・プラネット	東京都八王子市子安町2丁目2番13号	代表取締役 吉野 廣樹
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番	代表取締役 後藤 薫徳
株式会社鈴丹	名古屋市昭和区広路通2丁目5番地	代表取締役 小林 史夫
株式会社ビューカンパニー	大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル11F	代表取締役 松村 洋祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目13番18号	代表取締役 上田 稔夫
株式会社エルメ	大阪市中央区瓦町1丁目6番10号	代表取締役 上野 善博
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1号	代表取締役 江尻 義久
スナップス販売株式会社	千葉市美浜区中瀬2番6号	代表取締役 西原 浩二

株式会社テンファッションズ	大阪市西成区梅南1丁目7番31号	代表取締役 茶谷 章一
有限会社ドウマルナカ	神戸市中央区三宮町1丁目8番地1の238号	代表取締役 中振 公治
株式会社長井珈琲	神戸市垂水区桃山台5丁目1番6号	代表取締役 長井 尚三
有限会社あきんど	加古川市加古川町北在家2518番	代表取締役 安原 大松
有限会社ラシェーナ	大阪府松原市天美我堂2丁目453の2	代表取締役 和田 友香
大崎ベジフル株式会社	加古川市野口町長砂707番地	代表取締役 坂田 勝彦
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	代表取締役 細川 数夫
その他1区画（記載省略）		

3 変更の年月日

株式会社マイカルは平成18年5月17日、株式会社三城は平成16年5月1日、株式会社ザ・クロックハウスは平成17年4月1日、株式会社パスポートは平成16年8月1日、株式会社ティンクルは平成16年4月1日、エステール株式会社は平成18年2月28日、株式会社スモール・プラネットは平成19年1月19日、藤久株式会社は平成18年2月24日、株式会社鈴丹は平成16年6月1日、株式会社エルメは平成16年9月1日、スナップス販売株式会社は平成16年3月1日、株式会社テンファッションズは平成16年6月6日、有限会社あきんどは平成16年7月22日、有限会社ラシェーナは平成16年11月17日、大崎ベジフル株式会社は平成18年3月1日、株式会社愛織は平成19年7月25日、株式会社たけうちは平成18年1月15日、株式会社パッションは平成18年2月21日、スタジオプラン株式会社は平成17年4月20日、株式会社ジュエルベリテオオクボは平成19年5月27日、有限会社カマモトは平成17年8月28日、株式会社スイートガーデンは平成16年9月23日、カネボーレインハット株式会社は平成16年12月3日、からふね屋珈琲株式会社は平成16年8月22日、株式会社古市庵は平成16年11月30日、株式会社グリーンハウスフーズは平成16年7月16日、株式会社夢ぎゃらりいは平成17年3月20日、その他1区画は平成19年5月7日、その他1区画は平成18年6月15日。

4 変更する理由

株式会社マイカル、株式会社パスポート、株式会社鈴丹及び株式会社エルメは代表者変更のため、株式会社三城は住所変更のため、株式会社ザ・クロックハウスは西日本クロックハウス株式会社からの名称変更、代表者変更及び住所変更のため、株式会社ティンクル及び株式会社テンファッションズは代表者変更及び住所変更のため、株式会社ミカサシステムデザインコーポレーションは住所錯誤のため、エステール株式会社は名称錯誤及び住所変更のため、株式会社スモール・プラネット、藤久株式会社、スナップス販売株式会社、有限会社あきんど及び有限会社ラシェーナは新規入店のため、大崎ベジフル株式会社は大崎青果株式会社からの名称変更及び代表者変更のため、株式会社愛織、株式会社たけうち、株式会社パッション、スタジオプラン株式会社、株式会社ジュエルベリテオオクボ、有限会社カマモト、株式会社スイートガーデン、カネボーレインハット株式会社、からふね屋珈琲株式会社、株式会社古市庵、株式会社グリーンハウスフーズ、株式会社夢ぎゃらりい及びその他2区画は退店のため。

5 届出年月日

平成19年9月28日

6 縦覧期間

平成19年10月15日から平成20年2月14日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館7階

神戸市産業振興局商業課

神戸市公告第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成19年10月15日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成19年10月15日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神姫西神ショッピングセンター

神戸市西区王塚台7丁目131番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所及び法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイカル	大阪府中央区久太郎町3丁目1番30号	管財人 岡田 元也
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2丁目4番2号	代表取締役 加納 誠治
株式会社オハラ	神戸市長田区長田町1丁目3番1-221号	代表取締役 小原 清三
株式会社鈴丹	名古屋市中区栄3丁目15番37号	代表取締役 鈴井 桂夫
株式会社タカラブネ	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地の1	代表取締役 新開 純也
株式会社ハン六	大阪府中央区南新町2丁目4番12-101号	代表取締役 松室 一成
有限会社ビーエイト	加古郡播磨町二子416番地	代表取締役 塚崎 妙子
有限会社宮本海産	神戸市長田区長田町8丁目4番2号	代表取締役 池田 春江

有限会社エビヤスタンダード	神戸市西区王塚台7丁目131-1	代表取締役 田中 三郎
株式会社キシモト	明石市松の内2丁目2番10号	代表取締役 岸本 成司
有限会社オカノ薬局	明石市大明石町1丁目5番25号	代表取締役 岡野 吉秀
有限会社ユミ化粧品	明石市西明石南町2丁目18番1号	代表取締役 畑 俊子
有限会社フラワーショップキムラ	明石市西明石南町2丁目20番3号	代表取締役 木村 裕
株式会社長井珈琲	神戸市垂水区桃山台5丁目1番6号	代表取締役 長井 尚三
株式会社たけうち	赤穂市加里屋2164番地の28	代表取締役 竹内 実
株式会社アークサービス	大阪府箕面市船場東1丁目8番41号	代表取締役 安川 宏文
有限会社あきんど味平	加古川市加古川町寺家町16番地	代表取締役 安原 大松
その他2区画（記載省略）		

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号	代表取締役 川本 敏雄
株式会社三城	東京都中央区銀座2丁目7番17号	代表取締役 多根 裕詞
株式会社オハラ	神戸市長田区長田町1丁目3番1-221号	代表取締役 小原 宏
株式会社スイートガーデン	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1	代表取締役 小池 和則
株式会社売経	滋賀県大津市におの浜3丁目4番17号	代表取締役 松室 一成
有限会社ビーエイト	加古郡播磨町二子416番地	代表取締役 塚崎 妙子
有限会社オカノ薬局	明石市大明石町1丁目5番25号	代表取締役 岡野 吉秀
有限会社ユミ化粧品	明石市西明石南町2丁目18番1号	代表取締役 佐々木 久
スナップス販売株式会社	千葉市美浜区中瀬2番6号	代表取締役 西原 浩二
株式会社高栄建設	明石市松江90番地	代表取締役 高橋 八郎
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬2丁目38番地	代表取締役 河合 宏光
その他1区画（記載省略）		

3 変更の年月日

株式会社マイカルは平成18年5月17日、株式会社三城は平成16年5月1日、株式会社オハラは平成17年9月18日、株式会社スイートガーデンは平成18年9月1日、株式会社売経は平成16年11月1日、有限会社ユミ化粧品は平成18年5月29日、スナップス販売株式会社は平成16年7月17日、株式会社高栄建設は平成18年2月24日、株式会社セリアは平成17年8月30日、株式会社鈴丹は平成17年6月30日、有限会社宮本海産は平成17年3月20日、有限会社エビヤスタンダードは平成17年2月28日、株式会社キシモトは平成16年6月30日、有限会社フラワーショップキムラは平成17年5月30日、株式会社長井珈琲は平成16年6月30日、株式会社たけうち、株式会社アークサービスは平成18年6月20日、有限会社あきんど味平は平成17年12月20日、その他1区画は平成17年4月25日。

4 変更する理由

株式会社マイカル、株式会社オハラ及び有限会社ユミ化粧品は代表者変更のため、株式会社三城は代表者変更及び住所変更のため、株式会社スイートガーデンは株式会社タカラブネからの名称変更、代表者変更及び住所変更のため、株式会社売経は株式会社ハン六からの名称変更及び住所変更のため、スナップス販売株式会社、株式会社高栄建設及び株式会社セリアは新規入店のため、株式会社鈴丹、有限会社宮本海産、有限会社エビヤスタンダード、株式会社キシモト、有限会社フラワーショップキムラ、株式会社長井珈琲、株式会社たけうち、株式会社アークサービス、有限会社あきんど味平及びその他1区画は退店のため。

5 届出年月日

平成19年9月28日

6 縦覧期間

平成19年10月15日から平成20年2月14日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館7階

神戸市産業振興局商業課

神戸市公告第405号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路として指定したものは、次のとおりです。

平成19年10月16日

（特定行政庁）神戸市長 矢 田 立 郎

指定番号	指 定 年月日	道路の名称	道路の位置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成19年度第1号	平成19年 6月6日	西下木津線	神戸市西区見津が丘4丁目12, 13及び804番1	627.0	26.0
平成19年度第2号	平成19年 7月30日	神戸国際港都建設道路事業3.4.11号 塩屋舞子線	神戸市垂水区北舞子2丁目	170.0	20.0
平成19年度第3号	平成19年 8月8日	神戸国際港都建設流通業務団地事業 複合産業団地中央線	神戸市西区押部谷町木見字東山851-1, 852, 853, 854-2, 854-3, 押部谷町木見字東平ノ七825-1, 826-1, 828,	690.0	21.0

			押部谷町木見字東平ノ 八829及び押部谷町木 見字谷田472, 473, 474, 475, 476, 477		
平成19年 度第4号	平成19年 9月6日	神戸国際港都建設事業 浜山地区 土地区画整理事業 区画道路浜中東4号線	神戸市兵庫区浜中町1 丁目	71.0	6.0
平成19年 度第5号	平成19年 9月6日	神戸国際港都建設事業 浜山地区 土地区画整理事業 区画道路浜中東5号線	神戸市兵庫区浜中町1 丁目	43.0	5.0
平成19年 度第6号	平成19年 9月6日	神戸国際港都建設事業 浜山地区 土地区画整理事業 区画道路浜中東6号線	神戸市兵庫区浜中町1 丁目	73.0	6.0

備考 道路の位置の詳細については、神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課備付けの
図面のとおり

神戸市公告第406号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の久保6第2,3
工区に係る管理処分計画の変更について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の10
において準用する同法第86条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月16日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立 郎

- 第二種市街地再開発事業の名称
神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業
- 施行者の名称
神戸市
代表者 神戸市長 矢田立郎
- 事務所の所在地
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称
神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部
- 管理処分計画の認可を受けた年月日
平成19年5月7日
- 管理処分計画について都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第46条の2第5号に
掲げる軽微な変更をした年月日
平成19年10月16日

神戸市公告第407号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市長 矢田 立郎

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域
檜野西公園	西区檜野台2丁目	神戸市建設局公園砂防部管理課備付けの図面のとおりに
東井吹福谷公園	西区井吹台東町6丁目	
学園西町西公園	西区学園西町4丁目	

(2) 供用開始の年月日

平成19年10月17日

神戸市公告第408号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市長 矢田 立郎

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域
神戸研究学園都市周辺緑地	西区学園東町7丁目	神戸市建設局公園砂防部管理課備付けの図面のとおりに

(2) 供用開始の年月日

平成19年10月17日

神戸市公告第409号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市長 矢田 立郎

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域
川池公園	兵庫区松本通3丁目	神戸市建設局公園砂防部管理課備付けの図面のとおりに

(2) 供用開始の年月日

平成19年10月17日

神戸市公告第410号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 入札に付する事項

工事名	新港西地区（メリケン～弁天）防潮鉄扉設置工事（その1）
工事場所	神戸市中央区波止場町
完成期限	平成20年3月28日
工事概要	本工事は、新港地区（メリケン～弁天）において、防潮胸壁新設に伴い防潮鉄扉を新設する工事で、その概要は下記のとおりである。 1. 電動および手動式アルミ合金製引戸式ゲート・手動式片開式ゲートおよび戸当り一式を製作設置する。 (MG-7) 手動式 有効幅 3.00m×有効高1.30m 1基 (MG-8) 手動式 有効幅 2.00m×有効高1.30m 1基 (MG-16) 手動式 有効幅 2.50m×有効高1.35m 1基 (MG-18) 手動式 有効幅 3.00m×有効高1.35m 1基 (MG-21) 電動式および手動式 有効幅 13.00m×有効高1.70m 1基 (MG-26) 手動式 有効幅 6.00m×有効高1.50m 1基 2. 上記電動式ゲートに係る電気工事一式
前払金	請負代金の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	鋼構造物工事の総合評価が 850点以上
施工実績	電動式の防潮鉄扉（陸閘）又は鋼製水門あるいは鋼製可動堰の製作または製作を含む工事を、元請として平成4年度以降に完成させた実績があること。 ただし、共同企業体の構成員として施工したものは、代表者として施工したものに限り実績に含める。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階
 神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5146・7）
 （以下「経理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	平成19年10月17日(水)～10月24日(水) 土曜、日曜、休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） 紙書類として提出することが指定されている書類については、経理課あて郵送又は持参すること。 持参による場合は、土曜、日曜、休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	経理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 平成19年11月12日(月)午前9時～午後8時 第2日目 平成19年11月13日(火)午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

7 開札の日時及び方法

日時	平成19年11月14日(金)午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。
- (3) 「設備（機械・電気）工事一般仕様書」（神戸市建設局発行）は平成19年4月に改定しています。

神戸市公告第411号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び調達の種類
神戸市建設局垂水処理場電気調達
- (2) 予定数量
15,494,000キロワットアワー
- (3) 納入場所

神戸市の指定する場所

(4) 納入期限

平成20年2月1日から平成21年1月31日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札に参加する者に必要な資格

第3号から第5号の入札参加資格は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、かつ、申請の受付期間の最終日から引き続き開札の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成18年度及び平成19年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成19年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(5) 電気事業法第2条第1項第7号に規定する特定規模電気事業を行う場合においては、同法第24条の4第1項に規定する接続供給を受けるために必要な手続き（同法第24条の3第1項に規定する振替供給を受けることが必要となる場合は、その手続きも含む。）に着手し、本公告第1項第4号に規定する供給開始日までに接続供給を受けることができる見込みがあること。

3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から平成19年10月30日(火)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から平成19年10月31日(水)まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

7 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

8 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成19年11月29日(木)午後2時まで（郵便による入札については、同月28日(水)午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

平成19年11月30日(金)午前10時30分から

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館地下1階入札室

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。

(12) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合。

- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 その他

- (1) この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加
第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格（規則第3条第3項第1号の規定による資格を除く。）を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

15 Summary

- (1) Contract Content : Electricity to use in Tarumi Sewage Treatment Plant.
- (2) Quantity : 15,494,000 kWh
- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. October 31, 2007.
- (4) Deadline for submitting bids : 2:00 p.m. November 29, 2007
- (5) Applicants can obtain bid application forms at Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe, 6- 5 -1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第415号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により松が枝町地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係わる建築協定に係わる建築協定書は、神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

平成19年10月18日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市公告第419号

地方公共団体物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「令」という。）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月30日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 特定役務の名称**(1) 件名**

最適化による神戸市生活保護システムの再構築にかかる調達

(2) 納入場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館5階

神戸市保健福祉局総務部保護課（電話番号078-322-5201）

ただし、システムを構成する機器等は本市が予め提示する条件と指示に従い、市役所本庁舎1号館のほか本市が指定する場所に設置するものとします。

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館5階

神戸市保健福祉局総務部保護課（電話番号078-322-5201）

本調達の対象である生活保護システムの再構築事業は、本市保健福祉局総務部保護課及び計画調整課が共同で行いますが、本契約事務の担当課は、保護課となります。

3 落札者を決定した日

平成19年8月29日

4 落札者の氏名及び住所

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号（郵便番号100-0005）

株式会社野村総合研究所

代表取締役社長 藤沼 彰久

5 落札金額

249,072,600円

6 落札者を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告日

平成19年6月26日

8 入札結果

順位	入札参加者	入札価格（円）	価格点	内容点	総合 評価点
1	株式会社野村総合研究所 代表取締役社長 藤沼 彰久	249,072,600	30.1点	550.3点	580.4点
2	株式会社アイネス 大阪支社 支社長 泉 充	220,605,000	83.8点	480.1点	563.9点
3	富士通エフアイピー株式会社 西日本総支社 取締役社長 松井 優	209,317,500	105.1点	392.4点	497.5点

神戸市公告第420号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月30日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区上津台4丁目18番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区八幡通3丁目1番15号
ヤマト住建株式会社
代表取締役 西津 昌廣
- 3 許可番号
平成19年6月18日 第5765号
(変更許可 平成19年7月12日 第988号)

神戸市公告第421号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月30日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区上津台5丁目4番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区八幡通3丁目1番15号
ヤマト住建株式会社
代表取締役 西津 昌廣
- 3 許可番号
平成19年6月15日 第5764号
(変更許可 平成19年7月12日 第987号)

神戸市公告第422号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月30日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区玉津町今津字淵ヶ上166－1, 166－2, 168－1, 168－2
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区玉津町高津橋636番地の1
（株）青幸
代表取締役 松本 和幸
 - 3 許可番号
平成19年7月30日 第5780号
-

神戸市公告第423号

都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）第118条の28第2項において準用する同法第99条の3の規定に基づき、神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業二葉6第3工区施設建築物の特定建築者の公募を次のとおり行います。

平成19年10月30日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 施設建築物の建築場所
神戸市長田区二葉町6丁目
- 2 特定施設建築物の概要
敷地面積 1,976.89㎡
主要用途 住宅
- 3 特定建築者の行う事業
特定施設建築物の建築、特定施設建築物の取得、敷地の取得
- 4 公募期間（募集要領の配布期間）
平成19年11月1日から平成19年11月9日まで
- 5 応募要件
募集要領を参照のこと
- 6 募集要領の配布方法
問合せにより、郵送
- 7 問合せ先
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市都市計画総局総務部経営管理課
電話078－322－5511

水 道 局

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年10月16日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

神戸市水道管理規程第6号

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程

神戸市水道局会計規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「郵便振替貯金」を「郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）に設けた振替口座に係る貯金」に改める。

第20条中「，郵便為替証書等」を「，郵便貯金銀行が発行する為替証書等」に改める。

第32条中「計理」を「経理」に改める。

第45条の2中「郵便振替払込書」を「郵便貯金銀行の振替払込書」に改める。

第47条第1項第1号中「小切手又は」を「小切手等（小切手並びに郵便貯金銀行が発行する振替払出証書及び為替証書をいう。以下この号において同じ。）又は」に、「小切手で」を「小切手等で」に、「呈示期間」を「権利の行使のため定められた期間」に、「呈示を」を「提示又は支払の請求を」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第50条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第51条第1項及び第2項中「アラビア数字」を「アラビア数字」に改める。

第57条第3項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改める。

第64条第1項中「郵便振替払込書」を「郵便貯金銀行の振替払込書」に改める。

第76条の見出し中「工事計画書」を「配水資材準備要求書」に改め、同条中「1年ごとに年間工事計画書，4半期ごとに実施工事計画書及び」を削る。

第85条中「在庫残高調整表」を「在庫調整票」に改める。

第93条第2号中「腐しよく」を「腐食」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第6条第5号、第20条、第45条の2、第47条第1項及び第64条第1項の規定は、平成19年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条第3号の規定による廃止前の郵便振替法（昭和23年法律第60号）の規定が適用される郵便振替に係る郵便振替払出証書又は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第8条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条第2号の規定による廃止前の郵便為替法（昭和23年法律第59号）の規定が適用される郵便為替に係る郵便為替証書による収納については、改正前の神戸市水道局会計規程第47条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。

神戸市水道公告第28号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

1 入札に付する事項

工事名	大容量送水管（布引工区）鋼管工事
工事場所	神戸市中央区熊内橋通7丁目（布引立坑）～中央区大日通1丁目（王子立坑）
完成期限	平成21年12月26日
工事概要	鋼管管体製作延長（シールド内）φ2400-1521.2m（立坑内）φ2400-3.0m, φ900-46.9m, φ800-14.5m, φ600-6.5m, φ500-42.4m, φ300-78.8m, φ200-1.9m, φ150-38.6m, φ100-21.7m, φ80-6.6m, φ50-22.9m, 現場工事一式
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	鋼構造物工事の総合評定値が850点以上
施工実績	鋼管（φ800mm以上）に係る、製作及び据付（布設・架設・現場溶接）をともに含む工事を、元請として平成4年度以降に完成させた施工実績があること。ただし共同企業体の構成員（代表者を含む。）として施工したものは、実績に含めない。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階
神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5146・7）
（以下「経理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	平成19年10月18日(木)～10月31日(木) 土曜、日曜、休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） 紙書類として提出することが指定されている書類については、経理課あて郵送又は持参すること。 持参による場合は、土曜、日曜、休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	経理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 平成19年11月14日(木)午前9時～午後8時 第2日目 平成19年11月15日(木)午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

7 開札の日時及び方法

日時	平成19年11月16日(金)午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市水道公告第29号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

1 入札に付する事項

工事名	大容量送水管（石屋川工区）鋼管工事
工事場所	神戸市東灘区御影町西平野（石屋川立坑）～東灘区西岡本2丁目（住吉川立坑）
完成期限	平成21年3月31日
工事概要	鋼管管体製作延長（シールド内）φ2400-1646.1m（立坑内、公園付近）φ2400-4.1m, φ700-18.9m, φ500-35.7m, φ400-46.5m, φ300-2.0m, φ200-54.8m, φ150-60.1m, φ100-23.1m, φ80-3.9m, φ50-10.5m（水管橋）φ500-18.5m, φ400-18.5m 現場工事一式
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	鋼構造物工事の総合評定値が850点以上
施工実績	鋼管（φ800mm以上）に係る、製作及び据付（布設・架設・現場溶接）をともに含む工事を、元請として平成4年度以降に完成させた施工実績があること。ただし共同企業体の構成員（代表者を含む。）として施工したものは、実績に含めない。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階
神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5146・7）
（以下「経理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	平成19年10月18日(木)～10月31日(水) 土曜、日曜、休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） 紙書類として提出することが指定されている書類については、経理課あて郵送又は持参すること。 持参による場合は、土曜、日曜、休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	経理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 平成19年11月14日(水)午前9時～午後8時 第2日目 平成19年11月15日(木)午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

7 開札の日時及び方法

日時	平成19年11月16日(金)午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市水道公告第30号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

1 入札に付する事項

工事名	千苺浄水場高圧受配電設備他更新工事
工事場所	神戸市北区道場町生野780番地 千苺浄水場
完成期限	平成21年1月31日
工事概要	千苺浄水場の高圧受配電設備・ポンプ操作設備を更新するもので、必要な盤類の製作、据付及び配線作業並びに既設監視制御システムの改修を行う。
前払金	請負代金の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る特定建設業の許可
施工実績	上下水道施設において、請負金額が2億円以上の水処理に係る制御設備の更新工事（自社で製作した高圧受配電盤及び制御盤を用いたものに限る。）を、元請として平成4年度以降に完成させた施工実績があること。 ただし、補修工事又は現在施工中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階
神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5146・7）
（以下「経理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	平成19年10月17日(水)～10月31日(水) 土曜、日曜、休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） 紙書類として提出することが指定されている書類については、経理課あて郵送又は持参すること。 持参による場合は、土曜、日曜、休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	経理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 平成19年11月19日(月)午前9時～午後8時 第2日目 平成19年11月20日(火)午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

7 開札の日時及び方法

日時	平成19年11月21日(水)午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
--

無

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見るができます。

交 通 局

神戸市交通公告第25号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第11条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市交通事業管理者 澤 木 健 夫

1 落札に係る物品の名称及び調達の種類

軽油の購入（その1）

2 予定数量

904キロリットル

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局総務課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部経理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

5 落札者を決定した日

平成19年9月19日

6 落札者の氏名及び住所

秋定砵油有限公司

代表取締役 秋定 慈登

明石市碓町3丁目1番24号

7 落札金額

8,565万4,000円（1リットル当たり94円75銭）

8 契約の相手方を決定した手続

規程第10条の規定により定めた予定価格から軽油引取税を減じた額の105分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者となりました。

9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日

平成19年8月1日

神戸市交通公告第26号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第11条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

神戸市交通事業管理者 澤 木 健 夫

1 落札に係る物品の名称及び調達の種類

軽油の購入（その2）

2 予定数量

1,178キロリットル

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局総務課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部経理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

5 落札者を決定した日

平成19年9月19日

6 落札者の氏名及び住所

秋定砵油有限会社

代表取締役 秋定 慈登

明石市硯町3丁目1番24号

7 落札金額

1億1,155万6,600円（1リットル当たり94円70銭）

8 契約の相手方を決定した手続

規程第10条の規定により定めた予定価格から軽油引取税を減じた額の105分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者となりました。

9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日

平成19年8月1日

監 査 委 員**監査公表第9号**

平成19年10月30日

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	片 岡 雄 作
同	安 達 和 彦
同	池田りんたろう

監 査 公 表

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を公表します。

記

平成19年度工事定期監査及び出資団体工事監査(1)

環境局・都市計画総局・みなと総局・水道局・交通局・

財団法人神戸市都市整備公社・神戸市住宅供給公社・

財団法人神戸市水道サービス公社……………監査報告第11号